健生食輸発1030第１号
令 和 ８ 年10月30日

各検疫所長　殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
（ 公 印 省 略 ）

食品衛生法第26条第３項に基づく検査命令の実施について
（中国産おくらのメピコートクロリド）

標記については、令和８年３月 31 日付け健生食輸発 0331 第１号（最終改正：令和８年 10 月 29 日付け健生食輸発 1029 第１号）により通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査において中国産おくらからメピコートクロリドを検出したことから、同通知の別添１を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者への周知方よろしくお願いする。

記

別添１の中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
おくら及びその加工品（簡易な加工に限る。）	－	メピコートクロリド	別表１の３によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるメピコートクロリドが検出されるおそれがあるため。

を追加する。